

◎平成 29 年度における保育園保育料（月額）（案）について

1、国の動向

平成 29 年度における幼児教育の段階的無償化の推進により、保育園保育料について、次の①、②の取組を予定している。

①市町村民税非課税世帯について、第 2 子の保育園保育料を無償化とする。

区分	現行	平成 29 年度（案）
2 号認定	3,000 円	0 円
3 号認定	4,500 円	0 円

②年収 360 万円未満相当のひとり親世帯等について、第 1 子の保育園保育料を市町村民税非課税世帯並みに軽減する。

※ひとり親世帯等とは、ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯、その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯）をいう。

< 現行 >

（単位：円）

階層	階層区分	2 号認定（満 3 歳以上）		3 号認定（満 3 歳未満）		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	
第 1	生活保護世帯	0	0	0	0	
第 2	市民税非課税世帯 ※年収（～約 260 万円）	6,000 〔0〕	6,000 〔0〕	9,000 〔0〕	9,000 〔0〕	
第 3	市民税所得割 課税世帯	48,600 円未満 （～約 330 万円）	16,500 〔7,750〕	16,300 〔7,650〕	19,500 〔9,250〕	
第 4		57,700 円未満 〔77,101 円未満〕 （～約 360 万円）	27,000 〔13,500〕	26,600 〔13,300〕	30,000 〔15,000〕	29,600 〔14,800〕
		97,000 円未満 （～約 470 万円）	27,000	26,600	30,000	29,600

※ 1：第 5 階層以降は変更がないため、記載省略。

※ 2：〔 〕 書きは、ひとり親世帯等の額。

< 平成 29 年度（案） >

（単位：円）

階層	階層区分	2 号認定（満 3 歳以上）		3 号認定（満 3 歳未満）		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	
第 1	生活保護世帯	0	0	0	0	
第 2	市民税非課税世帯	6,000 〔0〕	6,000 〔0〕	9,000 〔0〕	9,000 〔0〕	
第 3	市民税所得割 課税世帯	48,600 円未満	16,500 〔6,000〕	16,300 〔6,000〕	19,500 〔9,000〕	
第 4		57,700 円未満 〔77,101 円未満〕	27,000 〔6,000〕	26,600 〔6,000〕	30,000 〔9,000〕	29,600 〔9,000〕
		97,000 円未満	27,000	26,600	30,000	29,600

※ 1：第 5 階層以降は変更がないため、記載省略。

※ 2：〔 〕 書きは、ひとり親世帯等の額。

【資料 1】

2、印西市の方向性

国の方針に合わせ、平成29年度における印西市の保育園保育料を次の①、②のとおり変更する。

①市町村民税非課税世帯について、第2子の保育園保育料を無償化とする。

区分	現行	平成29年度(案)
2号認定	1,250円	0円
3号認定	1,500円	0円

②年収360万円未満相当のひとり親世帯等について、第1子の保育園保育料を市町村民税非課税世帯と同額に軽減する。

<現行>

(単位：円)

階層	階層区分		2号認定(満3歳以上)		3号認定(満3歳未満)	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間
第1	生活保護世帯		0	0	0	0
第2	市民税非課税世帯		2,500 〔0〕	2,500 〔0〕	3,000 〔0〕	3,000 〔0〕
第3	市民税所得割非課税世帯		7,000 〔3,000〕	6,800 〔2,900〕	9,000 〔4,000〕	8,800 〔3,900〕
第4	市民税所得割 課税世帯	48,600円未満	10,000 〔4,500〕	9,800 〔4,400〕	13,000 〔6,000〕	12,700 〔5,850〕
第5		67,000円未満	15,000 〔7,500〕	14,700 〔7,350〕	17,000 〔8,500〕	16,700 〔8,350〕
第6		57,700円未満 〔77,101円未満〕	21,600 〔10,800〕	21,200 〔10,600〕	24,000 〔12,000〕	23,500 〔11,750〕
		97,000円未満	21,600	21,200	24,000	23,500

※1：第7階層以降は変更がないため、記載省略。

※2：〔 〕書きは、ひとり親世帯等の額。

<平成29年度(案)>

(単位：円)

階層	階層区分		2号認定(満3歳以上)		3号認定(満3歳未満)	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間
第1	生活保護世帯		0	0	0	0
第2	市民税非課税世帯		2,500 〔0〕	2,500 〔0〕	3,000 〔0〕	3,000 〔0〕
第3	市民税所得割非課税世帯		7,000 〔2,500〕	6,800 〔2,500〕	9,000 〔3,000〕	8,800 〔3,000〕
第4	市民税所得割 課税世帯	48,600円未満	10,000 〔2,500〕	9,800 〔2,500〕	13,000 〔3,000〕	12,700 〔3,000〕
第5		67,000円未満	15,000 〔2,500〕	14,700 〔2,500〕	17,000 〔3,000〕	16,700 〔3,000〕
第6		57,700円未満 〔77,101円未満〕	21,600 〔2,500〕	21,200 〔2,500〕	24,000 〔3,000〕	23,500 〔3,000〕
		97,000円未満	21,600	21,200	24,000	23,500

※1：第7階層以降は変更がないため、記載省略。

※2：〔 〕書きは、ひとり親世帯等の額。